

QT PRO インターコネクト利用規約

(2023年1月)

株式会社QTnet

目 次

QT PRO インターコネクト利用規約	1
（規約の適用）	1
（本規約の変更）	1
（用語の定義）	1
（インターコネクトの提供区域）	3
（インターコネクトの品目）	3
（契約の単位）	3
（契約申込の方法）	3
（契約申込の承諾）	3
（契約者数の変更）	4
（インターコネクトの品目の変更）	4
（インターコネクトの廃止）	4
（その他の契約内容の変更）	4
（インターコネクトの利用の一時中断）	4
（利用権の譲渡）	4
（最低利用期間）	5
（最低利用期間内解除調定）	5
（契約者が行うインターコネクト契約の解除）	5
（当社が行うインターコネクト契約の解除）	5
（反社会的勢力の排除）	5
（その他の提供条件）	5
（禁止事項）	5
（利用中止）	6
（利用停止）	6
（料金及び工事に関する費用）	7
（料金の支払義務）	7
（工事費の支払義務）	8
（料金の計算方法等）	8
（割増金）	8
（延滞利息）	8
（契約者の維持責任）	8
（契約者の切分責任）	8
（責任の制限）	9
（免責）	9
（承諾の限界）	9

(利用に係る契約者の義務)	9
(他人に使用させる場合の契約者の義務)	10
(契約者情報の取扱い)	10
(閲覧)	10
別 記	11
1 インターコネクトの提供区域	11
2 契約者の地位の承継	11
3 契約者の氏名等の変更	11
4 アクセス回線の料金の取扱い等	11
5 新聞社等の基準	11
6 接続先事業者	11
7 インターコネクトに接続可能なアクセス回線	11
(料金の計算方法等)	13
(端数処理)	13
(料金等の支払い)	13
(料金の一括後払い)	13
(前受金)	13
(消費税相当額の加算)	13
(料金等の臨時減免)	13
第1表 料金	14
1 適用	14
2 料金額	14
2-1 基本回線料	14
2-2 初期費用	14
附則	14
(実施期日)	14
附則	14
(実施期日)	14

第1章 総則

(規約の適用)

第1条 当社は、このQT PRO インターコネクト利用規約（料金表を含みます。以下「本規約」といいます。）を定め、これにより QT PRO インターコネクト（以下「本サービス」といいます）を提供します。

(本規約の変更)

第2条 当社は、この本規約を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の本規約によります。

(用語の定義)

第3条 この本規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電气的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3 インターコネクト	契約者と接続先事業者をデータセンター内で接続するサービス
4 IX事業者サービス	インターコネクトを利用し接続する当社が指定したIXサービス等を提供する事業者
5 接続先事業者	IXサービス事業者やコンテンツ事業者など
6 接続先事業者サービス	IX事業者やコンテンツ事業者が提供するサービス
7 インターコネクト取扱所	インターコネクトに関する業務を行う当社の事業所
8 インターコネクト契約	当社からインターコネクトの提供を受けるための契約
9 契約者	当社とインターコネクト契約を締結している者
10 アクセス回線	インターコネクト契約の申込者が指定する場所とデータセンターの間に設置される、QTnetによって提供される電気通信回線
11 他社アクセス回線	インターコネクト契約の申込者が指定する場所とデータセンターの間に設置される、他事業者によって提供される電気通信回線
12 端末設備	アクセス回線、他社アクセス回線で敷設される回線終端装置等の電気通信設備
13 自営端末設備	契約者が設置する端末設備
14 自営電気通信設備	電気通信回線設備を設置する電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
15 消費税相当額	消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和25年法律第226号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額
16 コネクションポイント	インターコネクトを提供するための電気通信設備

17 キャリアラック	インターコネクトを提供するための端末設備を設置するスペース
------------	-------------------------------

第2章 インターコネクトの提供区域

(インターコネクトの提供区域)

第4条 インターコネクトは、別記1定める提供区域において提供します。

第3章 契約

(インターコネクトの品目)

第5条 本サービスには、料金表に規定する品目があります。

(契約の単位)

第6条 当社は、お客さまから提出されたインターコネクト契約の申込書毎に、1つの契約を締結します。

(契約申込の方法)

第7条 インターコネクト契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を、当社に対し提出するものとします。

(1) インターコネクト申込書

2 インターコネクト契約の申込みをするときには、品目毎に別途QT PRO データセンターサービス、アクセス回線、他社アクセス回線、接続事業者サービスの申込みが別途必要となります。

3 当該契約者は本規約の内容に同意の上、かかる申込を行うものとし、当該契約者が申込を行った時点で、当社は当該契約者が本規約の内容を承諾したものとみなします。

(契約申込の承諾)

第8条 当社は、インターコネクト契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、そのインターコネクト契約の申込みを承諾しないことがあります。

(1) 契約者がインターコネクトの利用及び提供を行うに当たり遵守すべき法令及びガイドライン（電気通信事業法を含むがこれに限定されない）を満たしていないとき

(2) 国内法人（法人に相当すると当社が認めるものを含む。）でない場合等インターコネクト利用のために契約者が満たすべき要件が満たされていないとき

(3) 契約者が、当該申込に係る契約上の債務の支払いを怠る恐れがあるとき

(4) 契約者が現に締結し、又は、従前締結していた利用規約において債務不履行又は不法行為を行ったことがあるとき

(5) 契約者が、インターコネクトの利用の契約申込書に虚偽の事実を記載したとき

(6) 契約者が違法、不当、公序良俗違反、当社若しくはインターコネクトの信用を毀損する、又は、インターコネクトを直接もしくは間接に利用するものに対し重大な支障をきたす等の態様でインターコネクトを利用する恐れがあるとき

(7) インターコネクトを提供すること又は保守することが技術上著しく困難

なとき。

(8) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

(契約者数の変更)

第9条 契約者は、契約者数の変更を請求することができます。この場合、新たに契約者となる者又は利用を止めようとする者と連署した当社所定の契約申込書を当社に提出していただきます。

2 当社は、前項の申込みがあったときは、第8条（契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

(インターコネクトの品目の変更)

第10条 契約者は、インターコネクトの品目の変更の請求をすることができます。

2 当社は、前項の請求があったときは、第8条（契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

(インターコネクトの廃止)

第11条 契約者は、インターコネクトの廃止の請求をすることができます。

2 当社は、前項の請求があったときは、第8条（契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

(その他の契約内容の変更)

第12条 契約者は、第7条（契約申込の方法）に規定する契約内容の変更の請求をすることができます。

2 前項の請求があったときは、当社は、第8条（契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

(インターコネクトの利用の一時中断)

第13条 当社は、契約者から請求があったときは、インターコネクトの利用の一時中断（その契約者回線等を他に転用することなく、一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

(利用権の譲渡)

第14条 利用権（契約者がインターコネクト契約に基づいてインターコネクトの提供を受ける権利をいいます。以下同じとします。）の譲渡（契約名義の変更を含みません。以下、同じとします。）は、当社の承認を受けなければ、その効力を生じません。

2 利用権の譲渡の承認を受けようとするときは、当事者が連署した当社所定の書面により当社に請求していただきます。

ただし、競売調書その他譲渡があったことを証明できる書類の添付をもって連署に代えることができます。

3 当社は、前項の規定により利用権の譲渡の承認を求められたときは、次の場合を除いて、これを承認します。

(1) 利用権を譲り受けようとする者がインターコネクトの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

4 利用権の譲渡があったときは、譲受人は、契約者の有していた一切の権利及び義務を承継します。

(最低利用期間)

第15条 インターコネクには、料金表に定めるところにより最低利用期間があります。

2 前項の最低利用期間は、インターコネクの提供を開始した月（接続先事業者サービスの増設等により新たに設置した部分については、その契約の提供を開始した月）から起算して1年間とします。

3 契約者は、前項の最低利用期間内にインターコネク契約の解除、接続先事業者サービスの廃止又は料金表に定めるインターコネク契約の品目変更があった場合は、当社が定める 期日までに、料金表に規定する額を支払っていただきます。

(最低利用期間内解除調定)

第16条 本サービスがその最低利用期間の経過する日前に解除された場合、契約者は、最低利用期間内の残余期間に対する料金に相当する額を支払うものとします。

(契約者が行うインターコネク契約の解除)

第17条 契約者は、インターコネク契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ当社に通知していただきます。

(当社が行うインターコネク契約の解除)

第18条 当社は、第23条（利用停止）の規定によりインターコネクの利用を停止された契約者が、なおその事実を解消しない場合は、そのインターコネク契約を解除することがあります。

(反社会的勢力の排除)

第19条 当社は、契約者が次の各号の一に該当する場合は、何らの催告をすることなく、ただちに利用契約の全部又は一部を解除することができるものとします。

(1) 契約者が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体又は暴力団関係者、総会屋、その他の反社会的勢力（以下、総称して「反社会的勢力」という。）である場合、又は反社会的勢力であった場合

(2) 契約者の経営に、反社会的勢力が実質的に関与していると認められるとき

(3) 契約者が、反社会的勢力を利用した場合

(4) 契約者が、反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供給するなど反社会的勢力の維持運営に協力し、又は関与した場合

(5) 契約者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる場合

(6) 契約者が、自ら又は第三者を利用して、当社に対し暴力的行為、詐術、脅迫的言辞を用い、当社名誉や信用を毀損し、又は、当社の業務を妨害した場合 2 前項による解除は、当社が被った損害につき契約者に対し損害賠償請求をすることを妨げません。また、当該解除により契約者に損害が生じても、当社はこれを一切賠償しないものとします

(その他の提供条件)

第20条 インターコネク契約に関するその他の提供条件については、別記に定めるところによります。

(禁止事項)

第21条 契約者は、次の各号に該当する行為を行ってはなりません。

- (1) 当社もしくは第三者の著作権・商標権等の知的財産権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為
- (2) 当社もしくは第三者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為
- (3) 当社もしくは第三者を差別もしくは誹謗中傷・侮辱し、当社もしくは第三者への差別を助長し、またはその名誉もしくは信用を毀損する場合
- (4) 詐欺等の犯罪に結びつくまたは結びつくおそれがある行為
- (5) 無限連鎖講（ネズミ講）を開設し、またはこれにつき勧誘する行為
- (6) 本サービスにより利用しうる情報を改ざんまたは消去する行為
- (7) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為
- (8) ウィルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信または掲載する行為
- (9) 当社もしくは第三者の設備等の利用もしくは運営に支障を与える行為、または与えるおそれのある行為
- (10) 当社の本サービスの提供を妨害する、または妨害するおそれのある行為
- (11) 他の利用者や第三者に著しく迷惑をかけ、または社会的に許されないような行為
- (12) 公序良俗に反する行為またはそのおそれのある行為
- (13) 法令に違反する行為またはそのおそれのある行為
- (14) その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様または目的でリンクをはる行為
- (15) その他、当社が本サービスの利用者として相応しくないと判断する行為

2 前項に違反することにより、当社または他のサービス利用者を含む第三者に損害を与えた場合、契約者は自らの費用と責任において解決するものとし、当社は一切の責任を負わないものとします。

第4章 利用中止及び利用停止

(利用中止)

- 第22条 当社は、次の場合には、インターコネクトの利用を中止することがあります。
- (1) 当社の電気通信設備やコネクションポイントの保守上又は工事にやむを得ないとき。
 - (2) その他本サービスの提供が技術的に困難となった場合
- 2 当社は、前項の規定によりインターコネクトの利用を中止するときは、あらかじめそのことを契約者に通知します。
- ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(利用停止)

- 第23条 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、6か月以内で当社が定める期間（そのインターコネクトの料金及びその他債務（この本規約の規定により、支払いを要することとなったインターコネクトに係る料金、工事に関する費用又

は割増金等の料金以外の債務をいいます。以下この条において同じとします。)を支払わないときは、その料金及びその他債務が支払われるまでの間)、そのインターコネクトの利用を停止することがあります。

- (1) 料金及びその他債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
 - (2) 第35条(利用に係る契約者の義務)又は第36条(他人に使用させる場合の契約者の義務)の規定に違反したとき。
 - (3) インターコネクトに接続されている自営端末設備若しくは自営電気通信設備、接続先事業者サービスの設備に異常がある場合、その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合に当社が行う検査を受けることを拒んだとき又はその検査の結果、端末設備等規則(昭和60年郵政省令第31号)(以下「技術基準」といいます。)に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信設備をインターコネクトから取りはずさなかったとき。
- 2 当社は前項の規定によりインターコネクトの利用停止をするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を契約者に通知します。

第5章 料金等

(料金及び工事に関する費用)

- 第24条 当社が提供するインターコネクトの料金は、料金表に定めるところによります。
- 2 当社が提供するインターコネクトの工事に関する費用は工事費、及び設備費とし、料金表に定めるところによります。

(料金の支払義務)

- 第25条 契約者は、そのインターコネクト契約に基づいて当社がインターコネクト契約者回線の提供を開始した月から起算して、インターコネクト契約の解除又はインターコネクト契約者回線の廃止(以下この条において「解除等」といいます。)があった月までの期間(提供を開始した月と解除等があった月が同一の日である場合は、1ヶ月間とします。)について料金表に規定する料金の支払いを要します。
- 2 前項の期間において、利用の一時中断等によりインターコネクトを利用することができない状態が生じたときの料金の支払いは、次によります。
- (1) 利用の一時中断をしたときは、契約者は、その期間中の料金の支払いを要します。
 - (2) 利用停止があったときは、契約者は、その期間中の料金の支払いを要します。
 - (3) 前2号の規定によるほか、契約者は、次の場合を除き、インターコネクトを利用できなかった期間中の料金の支払いを要します。

区 別	支払いを要しない料金
当社の故意又は重大な過失によりそのインターコネクトを全く利用できない状態が生じたとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応するそのインターコネクトについての料金

- 3 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

(工事費の支払義務)

第26条 契約者は、インターコネクト契約の申込み又は工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表に規定する工事費の支払いを要します。

ただし、工事の着手前にそのインターコネクト契約の解除又はその工事の請求の取消し（以下この条において「解除等」といいます。）があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。

2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して解除等があったときまで着手した工事の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

(料金の計算方法等)

第27条 料金の計算方法並びに料金及び工事に関する費用の支払方法は、料金表に定めるところによります。

(割増金)

第28条 契約者は、料金又は工事に関する費用の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として支払っていただきます。

(延滞利息)

第29条 契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から起算して支払いの日の前日までの日数について、年10%の割合で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

第7章 保守

(契約者の維持責任)

第30条 契約者は、インターコネクトに接続されている自営端末設備又は自営電気通信設備、端末設備を技術基準に適合するよう維持していただきます。

(契約者の切分責任)

第31条 契約者は、インターコネクトが自営端末設備又は自営電気通信設備、端末設備に接続されている場合であって、インターコネクトその他当社の電気通信設備を利用することができなくなったときは、その自営端末設備又は自営電気通信設備、端末設備もしくは接続先事業者の設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。

2 前項の確認に際して、契約者から要請があったときは、当社は試験を行い、その結果を契約者にお知らせします。

3 当社は、前項の試験により当社が設置した電気通信設備に故障がないと判定した場合において、契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備又は自営電気通信設備、端末設備もしくは接続先事業者の設備にあったときは、契約者にその派遣に要した費用を負担していただくことがあります。

す。この場合の負担を要する費用の額は、派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

第8章 損害賠償

(責任の制限)

第32条 当社は、インターコネクトを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、そのインターコネクトが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。

2 前項の場合において、当社は、インターコネクトが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限り、）に対応するそのインターコネクトに係る料金額（そのインターコネクトの一部が全く利用できない状態の場合は、その部分に係る料金額）を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。

3 当社の故意又は重大な過失によりインターコネクトの提供をしなかったときは、第2項の規定は適用しません。

(注) 本条の場合において、全く利用できない状態が連続した時間に対応する料金額の算定に当たっては、料金表通則の規定に準じて取扱います。

(免責)

第33条 当社は、この本規約等の変更によりインターコネクトに接続されている自営端末設備又は自営電気通信設備、端末設備の改造又は変更（以下この条において「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。

ただし、端末設備等の接続の技術的条件（以下この条において「技術的条件」といいます。）の規定の変更（インターコネクト取扱所に設置する電気通信設備の変更に伴う技術的条件の規定の適用の変更を含みます。）により、現にインターコネクトに接続されている自営端末設備又は自営電気通信設備、端末設備の改造等を要する場合は、当社は、その改造等に要する費用のうちその変更した規定に係る部分に限り負担します。

第9章 雑則

(承諾の限界)

第34条 当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。

ただし、この本規約において別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

(利用に係る契約者の義務)

第35条 契約者は、次の行為を禁止するものとします。

- (1) 公序良俗に反する行為
- (2) 犯罪行為又は犯罪の恐れがある行為
- (3) 他人の著作権を侵害する行為
- (4) 他人の財産、プライバシー等を侵害する行為
- (5) 他人の名誉を毀損しあるいは誹謗中傷する行為
- (6) Webページ運用の際、リンク先のデータの所有者から承諾を得ずに第三者のデータへリンクを行う行為
- (7) インターコネクトの運営に支障をきたす行為
- (9) DCに関する情報を開示する行為
- (10) その他、法令に違反する行為
- (11) 前各号のほかQT PROデータセンターの運営を妨げ、又は当社の信用を毀損する行為

(他人に使用させる場合の契約者の義務)

第36条 契約者は、そのインターコネクト契約を契約者以外の者に使用させる場合は、前条のほか次のことを守っていただきます。

- (1) 契約者は、前条の規定については、善良な管理者の注意を怠らなかった場合を除いて、そのインターコネクトを使用する者の行為についても、当社に対して責任を負うこと。
- (2) 契約者は、そのインターコネクトに関する料金又は工事に関する費用のうち、そのインターコネクトを使用する者の使用についても、当社に対して支払いの責任を負うこと。
- (3) 契約者は、当社が別に定める事項について、そのインターコネクトに接続する自営端末設備又は自営電気通信設備、端末設備のうち、そのインターコネクトを使用する者の自営端末設備又は自営電気通信設備、端末設備設置に係るものについても、当社に対して責任を負うこと。

(注) 本条第3号に規定する当社が別に定める事項は、次に掲げるこの本規約の規定の適用とします。

第30条 (契約者の維持責任)

第31条 (契約者の切分責任)

(契約者情報の取扱い)

第37条 当社は、契約者に係る氏名若しくは名称、電話番号、住所若しくは居所又は請求書の送付先、QT PRO インターコネクトの提供先の設備又は工事に関する情報、契約者の顧客情報等の情報を、当社の電気通信サービスに係る契約の申込み、契約の締結、工事、料金の適用又は料金の請求その他の当社の約款の規定に係る業務の遂行上必要な範囲で利用します。

なお、QT PRO インターコネクトの提供にあたり取得した個人情報の利用目的は、当社が公開するプライバシーポリシーにおいて定めます。

(注) 業務の遂行上必要な範囲での利用には、契約者に係る情報を当社の業務を委託している者に提供する場合を含みます。

(閲覧)

第38条 この本規約において、当社が別に定めることとしている事項については、当社は閲覧に供します。

別 記

1 インターコネクトの提供区域

当社のインターコネクトの提供区域は、日本国内に限定されるものとします。

2 契約者の地位の承継

(1) 相続又は法人の合併により契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人もしくは合併により設立された法人は、これを証明する書類を添えて、すみやかに当社に届け出ていただきます。

(2) (1) の場合に、地位を継承した者が2人以上あるときは、そのうちの1人を当社に対する代表者と定め、これを通知していただきます。これを変更したときも同様とします。

(3) 当社は、(2) の規定による代表者の通知があるまでの間、その相続人のうちの1人を代表者として取り扱います。

3 契約者の氏名等の変更

契約者は、その氏名、名称又は住所もしくは居所に変更があったときは、これを証明する書類を添えて、すみやかに当社に通知していただきます。

4 アクセス回線の料金の取扱い等

(1) アクセス回線に係る料金は、そのアクセス回線の契約約款及び料金表等に定めるところによります。

(2) 契約者は、そのアクセス回線に接続されている自営端末設備を取りはずしたときは、そのことを当社に通知していただきます。

5 新聞社等の基準

区 分	基 準
1 新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 (1) 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的としてあまねく発売されること。 (2) 発行部数が、1の題号について8,000部以上であること。
2 放送事業者	電波法（昭和25年法律第131号）の規定により放送局の免許を受けた者
3 通信社	新聞社又は放送事業者にニュース（1欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者が放送をするためのニュース又は情報（広告を除きます。）をいいます。）を供給することを主な目的とする通信社

6 接続先事業者

接続先事業者	サービス名称
BBIX株式会社	IXコネクトサービスlite
インターネットマルチフィード株式会社	JPNAPサービス
株式会社 JPIX	IXポートサービス

7 インターコネクトに接続可能なアクセス回線

・QT PRO インターネットアクセス（第1種コンピュータ通信網サービス）*1

- QT PRO 高速イーサネット専用サービス（QT PRO 専用サービス）*2
- QT PRO VLAN（LAN型通信網サービス）
- QT PRO エントリーVPN（IP通信網サービス）
- 他社アクセス回線

*1 接続先事業者によって、接続可能なプランが限定される場合がございます。

*2 QT RRO 専用サービス契約約款料金表 第1表 第3 1適用 (1)-1 イ に定める、特定協定事業者との接続専用回線以外のものに限りません。

料金表

通 則

(料金の計算方法等)

- 1 当社は、インターコネクト契約者がそのインターコネクト契約に基づき支払う料金を暦月に従って計算します（日割りなし）。

(端数処理)

- 2 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

(料金等の支払い)

- 3 契約者は、料金及び工事に関する費用について、当社が定める期日までに、当社が指定するインターコネクト取扱所又は金融機関等において支払っていただきます。
- 4 契約者は、料金及び工事に関する費用は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

(料金の一括後払い)

- 5 当社は、当社に特別の事情がある場合は、3及び4の規定にかかわらず、契約者の承諾を得て、2か月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

(前受金)

- 6 当社は、料金又は工事に関する費用について、契約者が希望される場合には、当社が別に定める条件に従って、あらかじめ前受金をお預かりすることがあります。
(注) 6に規定する当社が別に定める条件は、前受金には利息を付さないことを条件として預かることとします。

(消費税相当額の加算)

- 7 第25条（料金の支払義務）から第26条（工事費の支払義務）までの規定等により料金表に定める料金支払いを要するものとされている額は、この料金表に定める額（税抜額（消費税相当額を加算しない額をいいます。以下同じとします。))に基づき計算した額に消費税相当額を加算した額とします。

なお、支払を要するものとされている額と料金表に表示する税込額（税抜額に消費税相当額を加算した額をいいます。以下同じとします）により計算した額とは差が生じる場合があります。

(料金等の臨時減免)

- 8 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この本規約の規定にかかわらず、臨時に、その料金又は工事に関する費用を減免することがあります。
(注) 当社は、料金等の減免を行ったときは、関係のインターコネクト取扱所に掲示する等の方法により、そのことをお知らせします。

第1表 料金

1 適用

区 分	内 容	
(1) インターコネク トの品目に係る料 金の適用	当社は、料金額を適用するにあたって、次のとおり品目を定めます。	
	品 目	内 容
	タイプⅠ	QTnetデータセンターをご利用しているお客さまに、接続先事業者サービスまでのデータセンター内構内配線、コネクションポイントを提供する
タイプⅡ	QTnetデータセンターをご利用していないお客さまに、接続先事業者サービスまでのキャリアラック、データセンター内構内配線、コネクションポイント、MC(ONU)預り※を提供する ※棚板に縦置き又は横置き可能なタイプのみ預り可。ただし、ラックマウントタイプ(1U以上)は預り不可。	

2 料金額

2-1 基本回線料

インターコネク1回線ごとに

品 目	月額料金
タイプⅠ	25,000円
タイプⅡ	30,000円

※福岡第1DC-福岡第3DC間、福岡第2DC-福岡第3DC間の接続費用は含まない(個別見積)

2-2 初期費用

項 目	初期費用
タイプⅠ	20,000円
タイプⅡ	40,000円

※福岡第1DC-福岡第3DC間、福岡第2DC-福岡第3DC間の接続費用は含まない(個別見積)

附則

(実施期日)

この本規約は、2020年12月14日から実施します

附則

(実施期日)

この本規約は、2021年12月1日から実施します

附則

(実施期日)

この本規約は、2022年2月1日から実施します

附則

(実施期日)

この本規約は、2023年1月1日から実施します